

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例
をここに公布する。

令和七年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十四号

広島県障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に

関する条例

全ての県民が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな社会の実現は、広島県の目指す姿である。

そのためには、障害の有無にかかわらず、必要とする情報を十分に取得し、取得した情報を基に意思の決定及び意見の表明を行うこと並びに円滑に意思疎通が図られることは必要不可欠であり、尊重されるべき権利である。また、障害者が必要な意思疎通手段を自らの意思で選択することにより、社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加し、健やかな生活を維持していくことが、重要である。

私たちは、このような認識に立ち、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段が十分に確保されるための環境整備や、県民の障害に対する理解の促進について定めることで、全ての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって障害の有無にかかわらず、県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

二 意思疎通手段 言語（手話言語及び文字言語を含む。）、文字の表示、点字、触手話、手書き文字、指点字、拡大文字、筆談、要約筆記、代筆、代読、音声出力装置、視線入力装置、平易な言葉、朗読、イラスト等を使った表示、コミュニケーションボ

ード、ジェスチャー、一つずつ順序立てた説明、簡潔で直接的な表現、チェックリストの活用その他の障害者が意思疎通を図るための障害の特性に応じた手段をいう。

三 意思疎通支援者 障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図るため、障害者とその他の者の間における意思疎通の支援を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策は、県民が人格と個性を尊重し合い、かつ、相互理解を深めるために、障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず、等しく必要とする情報を十分に取得し、及び利用することができるとともに、障害の特性に応じた意思疎通手段を使用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、推進されなければならない。

2 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る支援は、県、県民、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（県民の役割）

第五条 県民は、障害の有無にかかわらず、基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の必要性についての理解を深めるとともに、障害の特性に応じた必要な配慮を行うよう努めるものとする。

2 障害者は、基本理念の実現のため、現に情報を取得及び利用し、並びに意思疎通手段を使用する者の視点から、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に対して、要望及び意見を積極的に表明するよう努めるものとする。

（意思疎通支援者及び関係団体の役割）

第六条 意思疎通支援者及び関係団体は、基本理念にのっとり、他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の理解の促進に努めるほか、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力し、障害者の意思疎通を積極的に支援するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第七条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう必要な配慮を行う

とともに、県が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めるものとする。

（推進体制）

第八条 県は、施策の進捗状況を評価するとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進するため、県、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

（計画及び施策の策定）

第九条 県は、前条の推進体制により、障害者基本法第十一条第二項の規定により策定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進のために必要な事項及び具体的かつ実効性のある目標を定めるものとする。

（意思疎通支援者の養成等）

第十条 県は、第三条第二項に規定する障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者が必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（啓発及び学ぶ機会の確保）

第十一条 県は、障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに意思疎通手段について県民の関心及び理解を深めることができるよう、これらを啓発するとともに、学ぶ機会の確保に必要な取組を行うものとする。

（県政の情報の発信）

第十二条 県は、県政に関する情報について、障害の特性に応じた意思疎通手段による発信ができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保）

第十三条 県は、過去に発生した災害の教訓及び障害者を取り巻く防災課題を踏まえ、災害その他非常の事態において、障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（情報通信機器等の利用方法の習得等）

第十四条 県は、障害者及び意思疎通支援者が障害の特性に応じた情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役割の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を講ずるものとする。

（市町との連携）

第十五条 県は、地域の実情に応じて、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る取組が促進されるよう、市町との緊密な連携を図るとともに、市町に対して情報

の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（学校に対する環境の整備への支援）

第十六条 県は、日常的に意思疎通手段を必要とする者に対する教育環境の整備のための取組が促進されるよう、市町、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者その他の関係者と連携を図りながら、学校に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（事業者に対する環境の整備への支援）

第十七条 県は、障害者が勤務又は勤務を予定する事業者に対し、当該障害者が障害の特性に応じて情報を取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができる環境の整備が促進されるよう、情報の提供、相談及び技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

（財政上の措置）

第十八条 県は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。